

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月25日
【会社名】	株式会社 フィデック
【英訳名】	Fidec Corporation (注)平成24年6月22日開催の第13期定時株主総会において商号変更の承認を得ましたので、平成24年7月1日より当社商号を以下のとおり変更いたします。 (会社名)アクリーティブ株式会社 (英訳名)Accretive Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 向井 徹
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 菅原 猛
【本店の所在の場所】	千葉県市川市南八幡四丁目9番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。) 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長向井徹及び最高財務責任者菅原猛は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

内部統制の有効性を評価するに当たっては、全社的な内部統制及び決算・財務報告と決算開示に係る業務のプロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、すべての子会社、事業拠点について検討の対象とし、評価対象とした内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問・記録の検証等の確認を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに与える影響の程度を合理的に評価致しました。

また、業務プロセスについては、連結ベースで金額的及び質的両面から、財務報告に及ぼす影響の大きさを考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、会計上の連結対象となるすべての子会社及び事業拠点のうち、連結営業収益を指標に、主要なものから順にその概ね2/3の割合を超える程度に達するまでの拠点・子会社を重要な事業拠点として選定し、評価の対象と致しました。これら事業拠点・子会社における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「営業収益」「買取債権」に至る業務プロセスを評価の対象と致しました。

さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加致しました。評価の対象とした業務プロセスについては、個々のプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす重要な個別プロセスを選定し、これらに関連する文書の閲覧、当該内部統制に関する担当者への適切な質問、業務の観察、業務記録の検証等の確認を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を客観的に評価しました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。